

森町告示第3号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年2月9日

森町長 村松 藤雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森町全域（中川上地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年2月9日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	5 経営体（うち中川上地区	0 経営体）
個人	6 6 経営体（うち中川上地区	8 経営体）
集落営農（任意組織）	0組 織（うち中川上地区	0組 織）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

（中川上地区「担い手は十分確保されている」）

5. 農地中間管理機構の活用方針

各地区の合意である地区プランに基づき、農地中間管理機構を活用した農地の利用調整を行い、流動化を図るものとする。

（中川上地区）

地区内の農地が中間管理機構に貸付られた場合には、中川上地区茶園集積検討会による利用調整に基づき流動化を図るものとする。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる農業者＝認定農業者・新規就農者と位置付ける。

水稻・レタス・スイートコーンの複合経営、6次産業化への取組、有機農業などの高付加価値農業に取り組む農業者が今後増加していくと思われる。

水田のほか基幹産業の一つである茶の生産基盤として優良茶園についても適切な管理が持続されるよう、担い手への集積や集約を検討していく。

具体的な地区プランのある区域においては、農地の流動化を図るため必要となる機械や基盤について補助事業や農業制度資金など活用し整備を推進する。

（中川上地区）

地域の中心となる農業者＝認定農業者・新規就農者と位置付ける。

地区の茶園については、農地中間管理事業など活用し、地区内の担い手をはじめとした農業者に集積を図ることにより、効率的で適切な管理ができる体制を整え、基盤整備された優良茶園を恒久的に確保するものとする。また、農地中間管理機構を活用した流動化を地域の総意のもと推進するため、その利用調整は、中川上地区茶園集積検討会の判断によるものとする。